

厚生労働省からのお知らせです

平成26年12月1日から 「児童扶養手当法」の一部が改正されます

これまで、公的年金※を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市区町村への申請が必要です。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・ お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・ 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・ 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合

など

<参考：児童扶養手当の月額> (平成26年4月～)

- ・ 子ども1人の場合
全部支給：41,020円
一部支給：41,010円～9,680円(所得に応じて決定されます)
- ・ 子ども2人以上の加算額
2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

※受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、お住まいの市区町村へご相談ください。

新たに手当を受給するための手続き

児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市区町村への申請が必要です。

平成26年12月より前であっても、事前に申請が可能です。

支給開始日

- ◆ 手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。
- ◆ 平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

日高町役場 保健福祉課 福祉・子育て支援グループ 01456-2-6183
日高総合支所 地域住民課 福祉・健康・介護グループ 01457-6-3173

放課後こども教室「アスク」

■ 「陶芸に挑戦」

9月26日、10月10日、アスク（厚賀）で「陶芸に挑戦」を門別公民館で開催しました。逢坂法子氏を講師に招き、9月26日には葉の形の皿やコップなどを作り素焼きをし、10月10日には素焼きをした作品に色を付ける作業をしました。色を付けた作品を本焼きして完成となります。参加者は真剣な表情で作品作りに取り組んでいました。



■ 「科学実験」

10月4日、アスク（富川）で「科学実験」を門別総合町民センターで開催しました。(株)学研教育みらいの方を講師に招き、「とびだす絵をかこう!」「ゴム動力であそぼう」の2つの実験を行いました。ゴムの力を使って走るおもちゃを作ったり、赤と緑のペンを使って立体的に見える絵を描いたりし、参加者はどちらの実験も楽しんで取り組んでいました。



■ 「ピザを作ろう」

10月22～24日、アスク（富川）で「ピザを作ろう」を新光町生活館で開催しました。安全管理員の指導のもと、グループに分けて生地を作るところからはじめました。ピザ作りをしたことのない参加者がほとんどで、初めての経験に参加者は楽しんで作業に取り組んでいました。また、ピーマンが嫌いと言っていた参加者も、自分のピザにピーマンを乗せて食べている姿などが見られました。



門別ことぶき学園第3回本科「見学旅行」

9月30日、門別ことぶき学園第3回本科「見学旅行」を学園生44名参加のもと開催しました。

今年は壮瞥町にあるタカシナ観光果樹園で、りんご・梨・ぶどう・プルーンの果物狩りを体験した後、洞爺湖にある洞爺湖万世閣ホテルレイクサイドテラスで昼食をとり温泉などを楽しみました。

果物狩りの時間では少し雨に当たってしまったものの、学園生は旅行をととても楽しんでいました。

